



対象活動を行うとポイントがもらえ、ポイントに応じて換金。  
(毎年8月からスタート)



## 介護予防ポイントの換金申請期間が始まります

市介護サービス課高齢者支援係 (☎22-1111 内線 61-229)

▼平成27年8月から始まった介護予防ポイント事業、今年の7月までに貯めたポイントを、8月〜9月に換金申請をしましょう。

(申請受付場所と日時)

- ・ 杷木老人福祉センター  
8月1日(月)・2日(火) 14時〜15時
  - ・ 朝倉老人福祉センター  
8月3日(水)〜5日(金) 13時30分〜14時30分
  - ・ 健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」  
8月8日(月)〜10日(水)、19日(金)〜20日(土) 12時30分〜14時30分
- ※市介護サービス課(本庁2階)および朝倉支所・杷木支所でも随時受付ます。
- (申請方法)  
換金申請書に記入押印し、ポイントを貯めた手帳と振込先の通帳の写しを添付して提出してください。

### ▼「介護予防ポイント事業」とは

介護サービス事業所・施設等でボランティア活動を行ったり、介護予防教室に通ったりして「ポイント」を貯めるものです。貯まったポイントは、1年に1回、最大5000円まで現金に交換することができます。

この事業は、元気な高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりを支援し、介護予防に役立てていただく

ともに、地域における高齢者のボランティア活動を奨励・支援することが目的です。

### ■対象者

市内に住所を有する65歳以上の

### ■対象活動

【介護予防教室「月に4回以上開催の教室(1月毎にスタンプ1個)」】

- ・ いきいき健康クラブ
- ・ 筋力トレーニング教室
- ・ 健康づくりサポート教室
- ・ ステップ運動教室(平成28年8月〜)

【ボランティア活動(1時間につきスタンプ1個。1日最大スタンプ2個まで)】

- ①市内にある老人ホームやデイサービスを行う施設および障害者福祉施設等で、市に受入施設の申請登録を行った事業所での活動
- ・ 入所者、利用者の話し相手
- ・ レクリエーション指導や参加、準備のお手伝い
- ・ 行事のお手伝い

- ・ お茶出しや配膳、下膳等の補助
- ・ 散歩、屋内移動、送迎の補助
- ・ 演芸などの披露
- ・ 洗濯物等の整理
- ・ 施設の清掃や草取り等
- ・ その他

- ②ステップ運動教室のステップリーダー(平成28年8月〜)
- ③地域ミニデイ(社会福祉協議会に登録して各地域で実施しているサロンのボランティア(平成28年8月〜))

### ■介護予防ポイント事業の流れ

- ①市に登録申請書を提出
- ②ポイント手帳を受け取る
- ③介護予防教室に参加  
または、ボランティア活動の実施
- ④活動時間や内容に応じ、活動場所で手帳にスタンプがもらえる
- ⑤毎年8月〜9月に現金に換金申請
- ⑥対象者の口座に年最大5000円まで振り込まれる

### ■登録申請書の提出方法

- ・ 市役所本庁・支所に直接
- ・ 介護予防教室を通じて
- ・ ボランティア活動をした事業所・サロン・ステップ運動教室を通じて

スタンプ1個1100ポイント  
ポイント交換の算定基準は次のとおりです

1,000~1,900 ポイント	▶	<b>1,000円</b>
2,000~2,900 ポイント	▶	<b>2,000円</b>
3,000~3,900 ポイント	▶	<b>3,000円</b>
4,000~4,900 ポイント	▶	<b>4,000円</b>
5,000 ポイント以上	▶	<b>5,000円</b>